

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項関連施設について

第45条第2項は、特措法及び対策の目的である、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、一定の施設を法で定め、その使用制限について要請等を行うもの。

1 法45条第2項に定める施設とは

以下の、政令で定める多数の者が利用する施設

ただし、③～⑬の施設は、その建築物の床面積の合計が千㎡を超えるものに限る。

- ① 学校（第三号に掲げるものを除く。）面積制限がないため全て
- ② 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）面積制限がないため全て
- ③ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- ④ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ⑤ 集会場又は公会堂
- ⑥ 展示場
- ⑦ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- ⑧ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ⑨ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- ⑩ 博物館、美術館又は図書館
- ⑪ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- ⑫ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- ⑬ 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- ⑭ 第三号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの
（厚生労働大臣は、⑭の施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない）

2 要請することのできる措置とは

- ① 当該施設の使用の制限
- ② 当該施設の使用の停止

- ③ 催物の開催の制限
- ④ 催物の開催の停止
- ⑤ 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理（以下、政令事項）
- ⑥ 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- ⑦ 手指の消毒設備の設置
- ⑧ 施設の消毒
- ⑨ マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

3 発生段階に応じた措置

(1) 国内発生早期

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、都道府県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

<住民に対する感染予防策の徹底要請>

都道府県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とする。

<施設の使用制限等の要請>

都道府県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。

要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

都道府県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

<学校等以外の施設の感染対策の徹底要請>

都道府県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

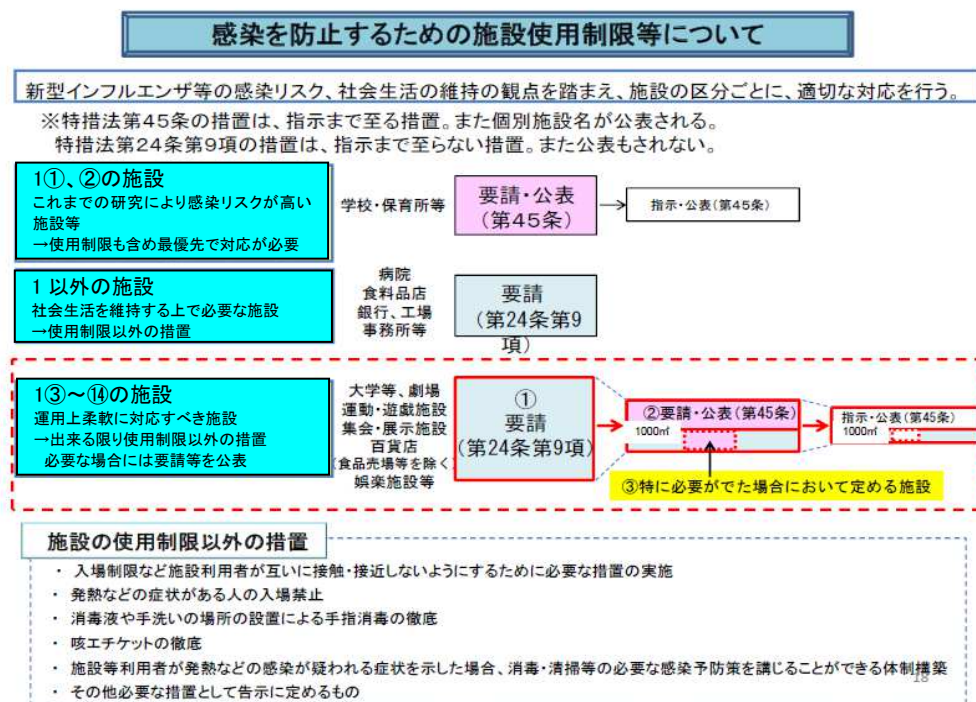
特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。

特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要が

あると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

都道府県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

【措置のイメージ】



※なお、使用制限の要請期間は、1～2週間程度となる（潜伏期間から治癒期間までを想定したもの）。

(2) 国内感染期

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、都道府県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、措置を講じる（措置内容は、国内発生早期と同様）。

抜粋

新型インフルエンザ等対策特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。